


■本資料のご利用にあたって(詳細は「利用条件」をご覧ください)

本資料には、著作権の制限に応じて次のようなマークを付しています。
本資料をご利用する際には、その定めるところに従ってください。

***** : 著作権が第三者に帰属する著作物であり、利用にあたっては、この第三者より直接承諾を得る必要があります。

CC : 著作権が第三者に帰属する第三者の著作物であるが、クリエイティブ・コモンズのライセンスのもとで利用できます。

 : パブリックドメインであり、著作権の制限なく利用できます。

なし : 上記のマークが付されていない場合は、著作権が東京大学及び東京大学の教員等に帰属します。無償で、非営利かつ教育的な目的に限って、次の形で利用することを許諾します。

- I 複製及び複製物の頒布、譲渡、貸与
- II 上映
- III インターネット配信等の公衆送信
- IV 翻訳、編集、その他の変更
- V 本資料をもとに作成された二次的著作物についての I からIV

ご利用にあたっては、次のどちらかのクレジットを明記してください。

東京大学 Today OCW 朝日講座「知の冒険」
Copyright 2012, 一ノ瀬正樹

The University of Tokyo / Today OCW The Asahi Lectures "Adventures of the Mind"
Copyright 2012, Masaki Ichinose

2011年10月28日 東京大学文学部

朝日講座 知の冒険

もっともっと考えたい、世界は謎に満ちている

死者とは誰なのか

震災犠牲者を想いながら

東京大学人文社会系研究科

一ノ瀬正樹

1. 東日本大震災

▶ 2011年3月11日

歴史に刻まれるあの日

津波震災による犠牲者

- ・ 死者・行方不明者あわせて約2万人
- ・ 依然として苦境に陥っている多数の被災者

↓

政治、産業、文化、モラル、学問の分岐点

- ・ 産業の分岐点としては、原子力をめぐる事故によって産業構造の転換が迫られている。
- ・ 学問の分岐点として、科学的知見を総動員して放射能問題に対する理解が求められる。さらには、リスクへの対処として「予防原則」などの徹底した吟味が求められる。
- ・ 学問の分岐点としては、さらに外国人講師の帰国や外国人の日本でのコンファレンスへの不参加が挙げられる。
- ・ モラルの分岐点としては、がれき受け入れや食品基準問題などを通じて、被災地の復興をめぐる「ディレンマ」が発生している。

3. 11の被害の二極化（現時点での評価）

1) 津波震災の被害

既発であり継続中

東日本大震災の当日に起こった被害という意味で現時点からみて既発。

亡くなった犠牲者／被災者→理論的な位相差がある

2) 原発事故の放射線被害

本体としては未発であり、晩発（確定的影響ではなく確率的影響が問題となっている）被曝による犠牲者がまだ発生していない（現在の犠牲者と放射線の因果関係が不明という意味も含む）という意味で現時点から考えて未発。

ただし被曝したことは事実であり、避難に伴う実害は発生している。けれども、放射線被曝を「受けた」ことによる被害と、放射線被曝を「避けよう」としたことによる被害という相違は決定的であり、この被害を放射線被曝の被害として一括してしまうことは理論的な混乱である。

高線量被曝／低線量被曝 → 作業員と住民

亡くなった犠牲者と被災者よりも弱いが作業員と住民の間にコントラスト。

- ・ 本日の朝日講座では、1)の既発の被害、なかでも「亡くなった犠牲者」に焦点を合わせる拙著『死の所有 死刑・殺人動物利用に向きあう哲学』（東大出版会、2011年）第5章「殺された人の非存在性」での議論に基づいて提題する

第5章では殺人被害者の存在論的ステイタスが論じられている

↓

これは殺人の被害者についての議論だが、自然災害の被害者にも適用可能 ▶ “killed by (in) tsunami” という英語表現は自然

1)の、亡くなられた犠牲者の方々（動物たちも）

重い被害を受けたと思われる

↓

というより、「死」という最大の被害を受けた

死刑を極刑と呼ぶことにも「死」が最大の被害であることが表れている。

- ▶ 津波にのみ込まれるとき、津波に流され漂流して力尽きるとき、どんな思いだったか
- ▶ 溺死だけでなく、打撲死（凍死も？）も多かった遺体の損傷、切断など

深い哀悼の意を表さずにはいられない

2. 死無害説の洞察

★ けれども、こうした、

「震災で亡くなった方々を悼む」という、この自然な人としての感情に対して、それを不

合理的態度だとして斥ける考え方が哲学にはある

↓

■エピクロスの「死無害説」

エピクロスは**快樂主義者としても有名**。

→ 現代の **Metaphysics of Death** においても依然として基本的議論として検討されている

「死は、もろもろの悪いもののうちで最も恐ろしいものとされているが、じつはわれわれにとって何ものでもないのである。なぜかといえば、われわれが存する限り、死は現に存せず、死が現に存するときには、もはやわれわれは存しないからである」(『エピクロス 教説と手紙』、岩波文庫、p. 67.)

死は無益であり無害である→「死無害説」

安楽死の場合に明らかなように死が利益であると考えられることもある。しかし、死が利益または害のいずれであると考えられているにしても、死とはそれを感じる主体が存在しないことを意味するという点で、死は無益であり無害、とするのが「死無害説」。

・「死無害説」は一見常識外れに聞こえる

・それに、震災被害者への追悼という私たちの態度の理解可能性を無効化もしてしまう
それどころか、

・被害者が死んでしまった場合には、加害者は害を加えていないことにもなる→殺人は加害ではない

さらに、

・刑罰を、何らかの害を国家が加えることと解するならば、死をもたらず刑罰、すなわち「死刑」は概念上刑罰ではないことになる→「死刑不可能論」(ただし私自身の「死刑不可能論とは異なる」)

しかし、

まったく荒唐無稽なわけでもない。特有の「洞察」も認められる

▶「死無害説」は、死は恐怖されるべき対象ではないと理解し、「アタラクシア」を達成する、という態度の醸成を目指している

↓

この点は、死んでしまったら、いなくなる、という自然な死理解を明確化しているとも言える

さらにいえば、

▶ 悲惨な仕方で亡くなったかわいそうな人、という記述に伴う、その人の一生を悲惨さで塗りつぶしてしまうという、暴力的総括を防ぐという効果もあると思われる

死が最大の害であることから、過度の悲劇化を行い死者の人生を冒瀆。

↓

災害の犠牲になられた方々にも輝いていた時間があったはず

過度な悲劇化は、死者を貶める弔いになりうる

とはいえ、

「死無害説」が、死者への哀悼という自然な態度を斥けるという、受け入れにくい側面を持つ考え方であることは確かである

↓

では、「死者への哀悼」という私たちの振るまいを、「死無害説」に抗して、合理化することはできるだろうか

3. 剥奪説と存在論的対応

「死無害説」を論破する議論としては、大きく分けて二種類ある

- (1) 「死」は、「死無害説」の述べるのとは違って、生きていることに伴うさまざまな利益を得る機会を奪うのだから、害である、とする議論 → 「剥奪説」（ネーゲルなど）

剥奪説の展開

死無害説の核心

↓

「事態 S がある人 P にとって害悪であるならば、P はその害悪を経験できる」

↓

経験できないのに害悪といえるものはあるだろうかあれば、死無害説への反例となる

ネーゲルの挙げる反例

- ・友人に裏切られ、陰で嘲笑されているのだけれど、本人は知らない
- ・遺言状の執行者によって自分の遺言が無視される場合
- ・自分の著作が、自分の弟によって書かれたと、自分の死後信じられるようになった場合

しかし、「剥奪説」にもいろいろと難点が指摘され、物議を醸す

(i) 剥奪例は経験可能だが、死は経験不能

ネーゲルの一つ目の友人の例は友人の裏切りを経験可能。

(ii) 遅い誕生も害なのではないか← ルクレティウス

剥奪説は早い死を想定している。そうであれば遅い誕生も害であるはずである。しかし遅い誕生は通常は害とみなされない。すなわち、もし剥奪説が正しいならば遅い誕生は害である。遅い誕生は害ではない。ゆえに剥奪説は正しくない（後件否定式による論理的に妥当な論証）。

(iii) そもそも「剥奪」という害を誰が被るのか。死んでしまった者はもういないのではないか→「死無害説」の必殺技

ルクレティウスの反論への反論

D. パーフィット

「過去の害」と「未来の害」は**非対称** 私たちは「未来の害」を重く見る

パーフィットは次のような思考実験を展開。自分が手術を受けなければならないことは知っているが、自分が手術を既に受けたかこれから受けるのかを知らない患者がいるとする。この患者が目覚めて、「私は手術を受けましたか」と問うたときには、手術の必要時間の長短にかかわらず、既に手術を受けている場合よりもこれから手術を受ける場合のほうが大きな忌避感をもたらす。大手術だったとしても、既に終わった、となっていたほうがよい。

↓

しかし、怨恨や屈辱など、「過去の害」への執着もありえる

E.g. ナショナリズムの場合など

必ずしも「害」に関して、過去と未来の非対称は言い立てにくいのではないか

(2) 死者に存在論的なステイタスを付与して、死者が害を被る主体となりうると解する

(i) Cambridge Change

時系列上の属性帰属の変化、という変化概念を認める

E.g. 私がいま足利尊氏を尊敬しはじめたことによって、足利尊氏の属性が「変化」した

↓

こうした見地に立って、人の死後も、その人が害されるという語り口を確保する

(ii) 「四次元棒」の考え方

シルバースタインなど

時間的に隔たった対象にも存在性を認める

↓

死者もまた四次元枠の中で場所を確保する

↓

死者も害悪の主体として語りうる

けれども、

こうした存在論的応答の最大の問題は、死者の存在性を確保しようとするあまり、死者が非存在である、というもう一つの私たちの自然な理解をかえって十全にくみ取れないとい、という点にある。

★生者と死者の落差

選挙権、年金給付、人口などの点で決定的落差がある

■この点では、

「死無害説」はこの落差をうまく捉えている

- ・死んだらいなくなってしまう
- ・苦痛も快樂も感じない

↓

しかし、「死無害説」では、亡くなった方々を悼む、という私たちの態度が斥けられてしまうのであった→ では、どう考えるべきか

4, 害グラデーション説

私は、「死無害説」の直観に適った点を汲みつつ、しかし同時に、存在論的対応とは別の仕方、「亡くなった方々を悼む」という態度の意義付けを果たしたい。

↓

「害」の概念と害経験の主体としての「person」の概念への反省

▲「害」(harm)

「死無害説」では瞬間的なものとして扱われているふしがある

↓

しかし、「害」は通時的に継続する、持続的現象ではないかそれは、死ぬ直前に極大濃度に達してその前後へとグラデーションをなして広がっていくと考えられないか

◆つまり、

たとえ死が訪れても、それゆえ害の極大濃度点が瞬時に消滅したとしても、より淡

い濃度の害が、亡くなってしばらくは残滓として残る、ということ

★ こうした「害グラデーション」は、因果的な連鎖をなしている

▶ 残された遺体、着ていた衣服、生前のかすかな匂い、生前の声、そして死にゆくときの吐息

→これらが現在まで因果的に連続し、その限りでリアリティを放つたとえ濃度徐々に薄まっていくとしても

※生前の声・叫び

可聴的でないとしても、物理的にはいまでも木霊しているはず

☆このことは、

何億光年も離れた天体の（現在における）リアリティが許容される限り、決して奇妙な実在概念ではないはず

目の前の人間の視覚像が眼に到達する時間を勘案すれば、このことは目の前の人間にもいえる。見えているのと厳密に同時に目の前の人間が存在している確証を視覚によってもつことは原理的にできない。→むしろこのことは、「同時性」ひいては時間概念への哲学的疑問につながるだろう

↓

けれども、こうした「害グラデーション説」は、「死無害説」の必殺技を被る

→ 一体「誰が」その害を経験しているのか？ 「死者」とは誰なのか？

■ここで、害経験の主体「person」の意義を確認する必要がある

↓

「persona」（仮面、役割）

↓

「persono」（声を出す、響かせる）

↓

だとしたら、「person」とは互いに共鳴し合う、残響を木霊し合う、主体なのではないか

「person」の感覚する害経験を、決して本人だけにしかアクセスできない内観的で私秘的なものと捉えてはいけない

↓

「声主」としての person

伝統的 person：自由な責任主体 John Locke Immanuel Kant

ロックやカントによって「person」は自由な責任主体として捉えられてきた。このことは

「person」を「声主」とすることとどのような関係にあるのだろうか。

自由な責任主体

- ・「自由」 いろいろな「自由」があるが、「責任」とかぶらない「自由」は権利概念
責任が生じるのは自由に行為したときのみであることを考えると、自由な責任主体という場合に自由は権利概念として捉えられている。なぜなら責任の前提となる自由を自由な責任主体の自由が意味するとすれば、「自由な責任主体」という表現は自由を二重に含んでしまうからである。

→ 「権利」とは主張して獲得するもの
「声」を出さなければならない

- ・「責任」

responsibility 「応答当為性」
「声」を出して答えていく

← call & response

このように考えると、「声主」という観点から自由な責任主体としての「person」を捉え直すことができる。

※現代の音楽美学

- ・ Edward Cone The Composer's Voice
- ・ Naomi Cumming The Sonic Self

「persona」は、音楽の表現主体として位置づけられている

▶ 「音楽化された認識論」

認識と倫理の連続、言語の制度性など（『感覚 ―世界の境界線』、1999年、白菁社）

いずれにせよ、

「声主」として経験主体「person」を捉え、「害グラデーション説」を確保するならば、「亡くなった方々を悼む」という私たちの態度は自然な振る舞いとして受容可能となる

私たちは、こうして、死者に語りかけ、死者と向き合う
むしろ、それが Personの存在様式ではないか

このたびの大震災で亡くなられた方々のご冥福を謹んでお祈りします

(了)

<質疑応答>

質問① 「害のグラデーション説」に対応する「益のグラデーション説」は可能か。
また過去へのグラデーションへの拡がりはあるのか。

回答→ 「益のグラデーション説」は当然想定できる。また過去と未来の非対称は存在するが、過去へのグラデーションの拡がりはある。

質問② 死の害として死者を思う人への害があるのではないか。

回答→ 害が共鳴することが「害のグラデーション説」の核心。死者を思う人への害は共鳴のなかで成り立つ。

質問③ 名誉の死の場合には、本人の幸福感や遺族の幸福感の存在が想定される。「害のグラデーション説」ではそれらをどのように捉えるのか。

回答→ グラデーションの頂点が低くなる可能性がある。

質問④ 他者との別離として死を捉えると、別離が害であるといえるのではないか。

回答→ その通りである。しかしここでは実際の「死」に主題を絞った。また、別離したままの人が亡くなった場合、害グラデーションの頂点を高めることになりうるだろう。『死の所有 死刑・殺人動物利用に向きあう哲学』の最終章を参照。

質問⑤ 孤独死のようにまったくつながりをもたない人の死はどのようにとらえられるべきか。

回答→ まったく気がつかれなければ、論理的に死者を悼むことができない。しかし、「この人は人知れず孤独死してしまったんだ」と私たちが気づいて、そう記述したならば、いまの気づきが害性の実体となり、過去へとグラデーションの波を揺り返し、大きな被害として表象されうることになる。